

平成 29 年 6 月 22 日
自動車局 技術政策課
自動車局 環境政策課
自動車局 審査・リコール課

すべての座席でシートベルトを着用しましょう！

－ 乗用車の助手席と後部座席が新たに警報の対象になります －

今般、シートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置（シートベルトリマインダー）の対象座席を拡大する国際基準等の改正案が採択され、我が国においても導入します。

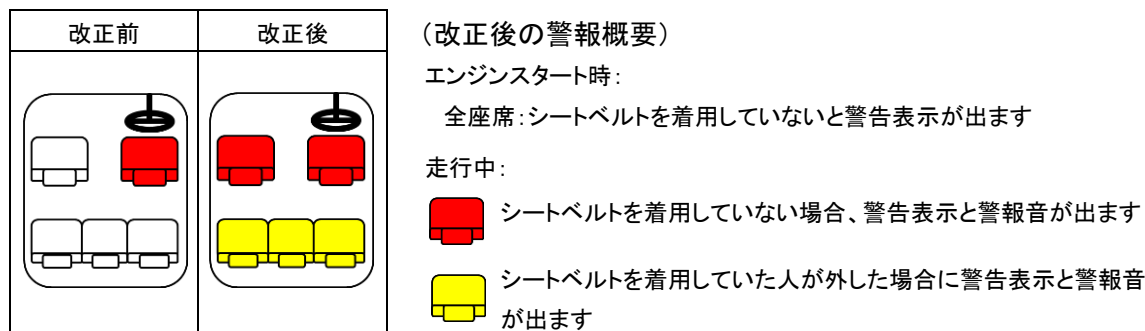
また、車室内の運転者の様子を録画するドライブレコーダーの映像が安全運転指導や事故調査・分析等に活用されることに鑑み、前面ガラスに運転者用のドライブレコーダーを設置することができるようにします。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

(1) シートベルトリマインダーの警報対象座席の拡大

これまで乗用車では運転者席のシートベルトのみが警報の対象でしたが、後部座席を含めて全座席を警報の対象とします。

なお、シートベルト非着用時の致死率は、着用時と比べて約14.5倍となっています（警察庁調べ）。また、そのような状況の中で、平成28年のシートベルト着用状況全国調査（警察庁・JAF調べ）によると、運転席及び助手席でのシートベルト着用率は一般道か高速道路等かを問わず94%を超えていますが、後部座席の一般道でのシートベルト着用率は36%と前席に比べて非常に低い状況でした。



※トラック・バス等については、運転者席、助手席を警報の対象とします。

(2) 前面ガラスへの運転者用のドライブレコーダーの設置

これまで前面ガラスの上端から20%または下端から15cmの範囲に装着が認められていた車室外を撮影するドライブレコーダーと同一の範囲に、車室内の運転者の様子を録画するドライブレコーダーの貼付を可能とします。

2. 公布・施行

公布：6月22日（本日）

施行：6月22日、30日（※各基準の適用日については別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：衣本、中里、齊藤

電話 03-5253-8111(内線 42252、42255) 03-5253-8591(直通) FAX 03-5253-1639

自動車局 環境政策課：菊地

電話 03-5253-8111(内線 42522) 03-5253-8604(直通) FAX 03-5253-1636

自動車局 審査・リコール課：和田

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通) FAX 03-5253-1640